

平成 22 年度 事業計画

1. 運営方針

盛岡市社会福祉事業団は、昭和 49 年に盛岡市により設立されて以来、35 年間にわたり盛岡市が設置した福祉施設等の管理運営を行い、施設間の人事交流や、事務の集中などによる効率化を図るとともに、盛岡市における児童、高齢者及び障害児（者）の福祉等の向上に努めてきた。

わが国の社会福祉をめぐる動きは、介護保険制度の見直し、障害者自立支援法の施行、地方自治法改正に伴う指定管理者制度の導入など福祉に関するシステムが大きく変化してきた。

特に指定管理者制度の導入は事業団にとって経営環境に急激な変化をもたらしているところであり、競争原理の中で事業団を取り巻く環境は一段と厳しく、今後も更なる経営改革の取組みが求められているところである。事業団は、盛岡市における社会福祉の重要な一翼を担い、先駆的、先導的な役割を果たしてきたが、今後は、地域性・公共性の更なる充実を目指し、利用者本位の視点に立った地域福祉への積極的な取組みが求められ、質の高いサービスを提供し貢献していかなければならない。

平成 22 年度は、障害者自立支援法に沿い、新事業体系へ移行した施設の発展的な事業展開を図ることはもちろん、地域生活事業や福祉作業所の販路拡大事業、発達支援保育支援事業等を積極的に展開し障害を有する市民の方々の身近な施設として責任と使命を果たすこと。施設運営については、第 1 種社会福祉施設 3 施設、第 2 種社会福祉施設においては、障害者支援施設 1 施設、老人福祉センター 25 施設、児童（館）センター 33 施設、老人デイサービスセンター、身体障害者福祉センター、地域福祉センターそれぞれ 1 施設のほか、公益事業施設として地区活動センター 13 施設、老人憩いの家 4 施設、世代交流センター 1 施設及び勤労青少年ホーム 1 施設合わせて 84 施設 3 付帯事業とさらには、盛岡市からの委託を受け盛岡市図書館窓口業務及び移動図書館車運行業務事業を含め管理運営を行うものである。

その運営にあたっては、「盛岡市社会福祉事業団の今後の方向性」を基に外部のコンサルタントを導入し策定する「盛岡市社会福祉事業団中・長期計画」に沿って、より一層の経営基盤の見直しと職員の意識改革を一層取り進め、安定的・持続的に事業展開できる自立した社会福祉事業団を目指し、市民の平等利用を確保しながらサービスの向上に努めるものである。また、盛岡市と緊密な連携のもとに、施設の多様性と地域センターとしての特性を踏まえ、利用者（児）に対する支援の充実を図るとともに地域福祉活動の拠点とし

て市民から等しく受け入れられるよう、適正かつ効率的な運営に努めるものとする。

2. 重点項目

- (1) 入所者並びに利用者（児）のニーズに応え、より一層のサービスの向上を目指し、施設運営の充実を図る。
- (2) 利用施設を地域福祉活動の拠点とし、地域のコミュニケーションの推進を図る。
- (3) 職員の資質の向上を図るため、全職員の研修を強化する。
- (4) 入所者及び利用者（児）の安全確保と職員の健康管理、福利厚生の実施を図る。
- (5) 社会の変化に迅速に対応できる経営基盤の強化を図るとともに、職員の人材育成と経営意識の醸成を図る。
- (6) 市立社会福祉施設等の指定管理者として、自ら考え運営する経営体・運営体の確立を目指した改革を計画的に推進し、市民のニーズに応じた中・長期計画の策定並びに着実な推進を図る。

3. 事業計画

事務局

事務局は、事業団の総括的機関として理事会その他諸会議の開催、定款・諸規程の制定・改廃、予算・決算等財務関係、人事、福利厚生、財産管理等法人の運営事務を総括的に実施するとともに、管理施設の効率的な運営が図られるよう連絡調整にあたるものとする。

1 法人の運営

(1) 理事会

事業計画、予算、決算その他重要な事項等を審議決定するため、理事会を随時開催する。

(2) 監事監査

業務の執行状況、会計経理事務等の適正を期するため、監事監査を実施するほか、年 4 回の出納調査を実施する。

(3) 登記

定款変更に伴う認可登記、資産総額の変更登記等の実施。

(4) 委託者側との連携

市立機関としての成果を期するため、盛岡市保健福祉部及び市民部その他関係機関と相互の意思疎通に努める。

(5) 施設長会議等の開催

定期的に施設長会議を開催し、有機的な連携を図り、相互理解のもとに事業の推進に努める。また、盛岡市社会福祉施設連絡協議会との連携を図り相互協調に努める。

(6) 関係団体との連携

全国社会福祉事業団協議会、北海道・東北ブロック社会福祉事業団連絡協議会及び県社会福祉事業団並びに県・市社会福祉協議会その他関係団体等との連携を図る。

(7) 経営会議等の開催

盛岡市社会福祉事業団あり方検討委員会を開催し、「盛岡市社会福祉事業団の中・長期計画」を策定し、運営基盤の安定を目指し経営改革に取り組む。

(8) 指定管理について

第二期指定管理期間における年度ごとの事務事業等、達成評価を行い事業団全施設が一丸となって次期指定管理に向けた発展的な事業の展開を図る。

(9) 委託事業の実施について

21年度に引き続き、ふるさと雇用再生特別基金事業「福祉事業所等の販路拡大事業」と22年度から新たに「盛岡市図書館窓口業務及び移動図書館車運行業務」を行うなど公益的サービス事業の積極的な展開を行う。

2 施設の管理運営

(1) 管理事業

平成22年度は、84施設の管理運営を行う。

ア 第1種社会福祉事業施設（3施設）

イ 知的障害者支援施設（1施設）

ウ 身体障害者社会参加支援施設（1施設）

エ 地域福祉センター（1施設）

オ 老人福祉施設（26施設）

カ 児童厚生施設（33施設）

キ 公益事業施設（19施設）

(2) 施設の効率的な運営

ア 施設業務の適正かつ効率的な運営を図るため、職員の自主性、独創性の高揚に努める。

イ 施設の円滑な運営に資するため、職員間の責任及び協力体制を確立し、事務事業の計画的な見直し等を通じ、事務処理の適正化及び事業経営の効率化に努める。

ウ 施設監査要領に基づく監査を実施し、不正防止に努めるほか、適正な事務処理確保のための指導を行う。

エ 予算執行にあたっては、経費の節減と効率的な執行に努める。

オ 施設の運営にあたっては、指定管理者として適切な運営体制を確立しながら、事業展開について盛岡市と協議しながら目的の実現に努める。

3 職員の資質の向上と健康管理の充実

(1) 職員研修

社会福祉制度の新しいシステムづくりが本格的に進められている中で、盛岡市社会福祉事業団としても、福祉を取り巻く諸情勢の変化と方向性を十分見据え、研修ニーズを的確に把握するとともに、関係機関、団体等と連携を図り、次に掲げる研修目標の達成を目指し各種研修を実施し、当団職員としての資質の向上に努めるものとする。

① 研修目標

ア 福祉関係職員としての使命感を養う。

イ 利用者本位の良質かつ確かな福祉サービスを提供できるよう、より高度な専門的知識と実践的な援助技術を習得させる。

ウ 職場研修及び自己啓発の促進に努め、問題解決能力の向上を図る。

エ 関係機関等で開催される研修に職員を派遣し、他団体等との連携を深め視野を広める。

オ 適切で時宜にかなった施設の管理運営及び援助に必要な知識と技術を習得させる。

カ 自立的経営の確立のため意識改革を図る。

② 研修体系

研修の体系を明確にし、平成22年度においては、次のように研修を実施する。

ア 一般職員研修

a 職階別研修

職階別研修は、新任職員研修、現任職員研修、補佐・主任研修、施設長研修に位置づけ、職員が職務を遂行するために必要とする一般的な知識、技能、接遇その他の基礎的な教養等を習得するとともに、特定の課題又は能力の育成について職階に応じ重点的に段階を経て実施する。

b 派遣研修

派遣研修は、職員を全国社会福祉事業団協議会、他の社会福祉事業団、全国社会福祉協議会、岩手県社会福祉協議会、盛岡市及び専門の研修・学術機関等で開催する研修等に派遣し、先端の知識と実践的な援助技術の習得や意識改革、経営意識の醸成に努めるため実施する。

c 施設研修

施設研修は、各職場において日常の職務の遂行に必要な知識・技能等を修得する研修を行うとともに、類似する先進施設の視察研修や、事業団内での施設態様や人的資源の有効活用を図り他施設との連携を密にして施設間相互の勤務研修を実施する。

イ 地域センター職員研修

老人福祉センター、児童センター、地区活動センター、老人憩いの家、世代交流センターの職員を対象とし、以下の研修を実施する。

a 職種別研修

職種別研修は、新任職員研修、施設長研修、施設長補佐研修、児童厚生員研修、事務担当者研修等とし、地域福祉・地域コミュニティの拠点施設としての重要な役割について理解を深めながら、各職種に応じ施設の管理運営を適切に遂行するために必要とする接遇、教養、専門的な知識と指導技術を習得するための研修を実施する。

b 派遣研修

派遣研修は、職員を児童健全育成推進財団東日本ブロック児童厚生員研修会、岩手県立児童館等に派遣し、専門的な知識と実践的な指導技術の習得に努めるため実施する。東日本ブロック児童厚生員研修会受講後は、その伝達講習会を開催し、全児童センターにおいて内容の活用を図る。

c 施設研修

施設研修は、各職場において日常の職務の遂行に必要な知識・技能等を修得する研修を行うほか、職場外研修を活用するとともに、事業団内での施設態様や人的資源の有効活用を図り、職務能力の向上と意欲の高揚に資するための研修を実施する。

ウ 図書館職員研修

a 専門的実務研修

専門的実務研修は、図書館職員を研修講師として招聘し、図書館の組織・概要からシステム操作や基本事項も含めて、知識や技能を習得するための研修を実施する。

b 接遇研修

接遇研修は、窓口での対応、電話の取次ぎ、服装身だしなみ等接遇の向上に努めるための研修を実施する。

c 施設研修

施設研修は、各職場において日常の職務遂行に必要な知識・技能等を修得する研修を行うほか、定期職場内研修を実施し、窓口サービスにおける留意点や利用者への対応、日々の疑問点について職員間で話し合い、サービスの向上に資するための研修を実施する。

エ 自主研修

職務に必要な知識、技能等の習得その他の自己研鑽、資質の向上を図るため、職員が自

主的に行う研修の支援に努める。

(2) 福利厚生

① 職員の健康診断

定期健康診断(胸部・循環器等)、胃部検診、女性職員検診、肝炎検査等を実施する。

② 年金共済制度への加入

全国社会福祉事業団協議会が実施している年金共済制度に継続加入する。

4 災害事故の未然防止

① 火災その他の事故防止対策として、各施設において防火管理規程を定め、所轄消防機関との連携を密にし、非常通報、避難訓練及び消火訓練を実施し利用者の安全確保に万全を期する。

② 消火設備及び避難設備等は、定期点検の他随時点検を実施する。また、利用者の施設内での事故防止のため、設備・備品等の巡回点検を行い、万全を期する。

③ 夜間等の施設事故防止のため、夜間警備を業者委託する(けやき荘除く)。

5 広報活動の推進

① 事業団概要、施設概要等を作成し、関係機関・団体等及び職員に配布すると共に、ホームページにより広く市民に事業団及び施設についての周知を図る。

② 盛岡市広報を活用し、事業団関係事業の周知及び理解を深める。